

移行期間への対応はどのようにするのか。

平成21年度，22年度を移行期間とする。

総則や道徳，総合な学習の時間，特別活動は，平成21年度から先行実施する。

総授業時数を各学年で週1コマ増加する。

算数及び理科は，教材を整備して平成21年度から先行実施する。

他の教科等は，学校の判断で先行実施できる。

第5・6学年の外国語活動は，各学校の裁量で時数を定めて実施できる。（中学校との連携を十分に図る。）

以下の内容は，必ず先行実施する。

- ・ 地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導
- ・ 音楽の共通歌唱教材として指導する曲数の充実等
- ・ 体育の授業時数の増加（低学年）

外国語活動

- ・ 第5学年及び第6学年においては，総合的な学習の時間の授業時数を各学年ごとに35単位時間まで外国語活動に充てることができる。（各学年で週1コマまでは，総合的な学習の時間の授業をあてることが可能）

移行期間中の授業時数は，「移行措置期間中の小学校の標準時数は，どのように変わるのか。」を参照

【全面实施までのスケジュール】

	平成20年 3月	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	新学習指導要領 告示	移行措置 (先行実施)	▶	全面实施	▶
中学校		移行措置 (先行実施)	▶	▶	全面实施